

令和5年4月13日

保護者の皆様へ

鳥栖小学校

校長 古賀 康弘

給食費及び校納金についての大切なお知らせ

日頃より本校教育活動へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度からの給食費、及び校納金についてお知らせします。給食費については昨年度までは学校で徴収・管理していましたが、令和5年4月から市が徴収・管理する「公会計」制度へと移行します。一方、校納金(教材費、PTA会費、等)については引き続き学校で徴収・管理することになります。詳細は下記のとおりですので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

記

- ☆給食費
- ① 納付方法は口座振替(5月から3月までの各月末日振替)が基本です。
→鳥栖市が徴収し、口座振替手数料は鳥栖市が負担します。
 - ② 残高不足で振替が出来なかった場合は、後日鳥栖市から届く納付書で納付してください。(手数料不要)
 - ③ 毎月の納付金額については、鳥栖市からお知らせがあります。
- ☆校納金
- ① 納付方法は口座振替となっています。(5月から1月までの各月28日振替)
→学校が徴収し、口座振替手数料は保護者様のご負担となります。
 - ② 残高不足で口座振替が出来なかった場合は、後日学校からお届けするご案内に基づいて、学校指定口座へ振込んでください。(手数料は保護者様ご負担)
 - ③ 毎月の振替金額については、各学年よりお知らせします。

(問い合わせ先)

給食費に関すること 鳥栖市学校給食課 0942-85-8050

校納金に関すること 鳥栖小学校 事務室 0942-83-2535